

京都府自動車整備商工組合と公益財団法人国際労務管理財団の連携協定締結について

京都府自動車整備商工組合（理事長 城谷 忠）と公益財団法人国際労務管理財団（理事長 池田 節子）は、京都府自動車整備振興会の協力のもと京都府内の適正な外国人技能実習制度の実施とそのための支援について具体的な検討を進めて参りました。

両団体は互いの業務の特性を活かし、自動車整備業界の発展と外国人技能実習生の技能習得のための先進的な外国人技能実習制度の運用を目指し、連携協定を締結いたしましたので、お知らせいたします。

本連携協定締結により両団体は、外国人技能実習生への日本語の向上のための教材制作や講習実施の取り組み、自動車整備知識習得のための母国語によるテキストの作成、技能実習生受け入れ企業への模擬監査などを連携して実施することにより、外国人技能実習生の保護と外国人技能実習制度の発展のために協働で取り組んでまいります。

【連携協定 調印式】

日 程：4月5日（金）

時 間：16時30分～

会 場：ホテルグランヴィア京都 5階 千載の間

参加者：

京都府自動車整備商工組合 理事長 城谷 忠

京都府自動車整備商工組合 専務理事 徳田 悦生

京都府自動車整備商工組合 局長 山東 弘子

京都府自動車整備振興会 次長 田崎 暁

公益財団法人国際労務管理財団 理事長 池田 節子

公益財団法人国際労務管理財団 専務理事 伊瀬 洋昭

公益財団法人国際労務管理財団 大阪事務所 所長 橋本 裕介

京都府自動車整備商工組合と公益財団法人国際労務管理財団の連携協定書

京都府自動車整備商工組合（以下「商工組合」という）と外国人技能実習制度に基づいた技能等習得活動の監理を行う公益財団法人国際労務管理財団（以下「I.P.M.」という）は、相互の平等と便益の相互主義の原則に基づいて、日本語を理解し日本の自動車整備技術を学ぶ海外人材を育成することを目的として、技能実習法に基づき適正に技能実習生を受け入れ、修得技能をベトナム及び日本（京都府）で活かすことができるよう、両者間で、以下の協定を締結することについて同意する。

1. I.P.M. は、実習実施者に対し、技能実習申請手続き、法定入国後講習、訪問指導、監査等を通じて、技能実習生の適正な受入の実現を図る。
2. I.P.M. は、商工組合と協力し、京都府下に配属された技能実習生に対し、集合研修などを通じて修得技能のレベル向上を図るとともに、帰国後、修得技能の活用を図ることができるよう起業・就業に向けた相談にも適切に対応する。
3. I.P.M. は、毎月、通信教育を行い、日本語作文コンクール等を通じて、技能実習生の日本語能力及びコミュニケーションスキルの向上を図る。
4. I.P.M. は、商工組合と協力し、技術力が向上しているか、定期会合や整備士の技術監査等を通じて確認するとともに、自動車整備に関する相談に適切に対応する。
5. I.P.M. と商工組合は、適正な実習監理が行えるよう、外国人技能実習関係法令で禁止されている行為（監理団体の許可を受けない者（送り出し機関を含む）からの技能実習に係る雇用関係のあっせん等）については厳格に対応する。
6. I.P.M. と商工組合は、技能実習生の人権を尊重し、地域社会とのつながりを重視し、連携して地域文化交流を推進する。
7. I.P.M. は、最新の送出し国の技能実習にかかわる情報を京都府自動車整備振興会及び商工組合へ提供するとともに、適正な送出し機関を実習実施者へ紹介する。
8. この協定は、どちらの機関にも財政上の義務を課さない。
9. 上記記載のないことについては、信頼関係に基づき、お互いに誠意をもって協議するものとする。

京都府自動車整備商工組合

理事長

城谷 忠

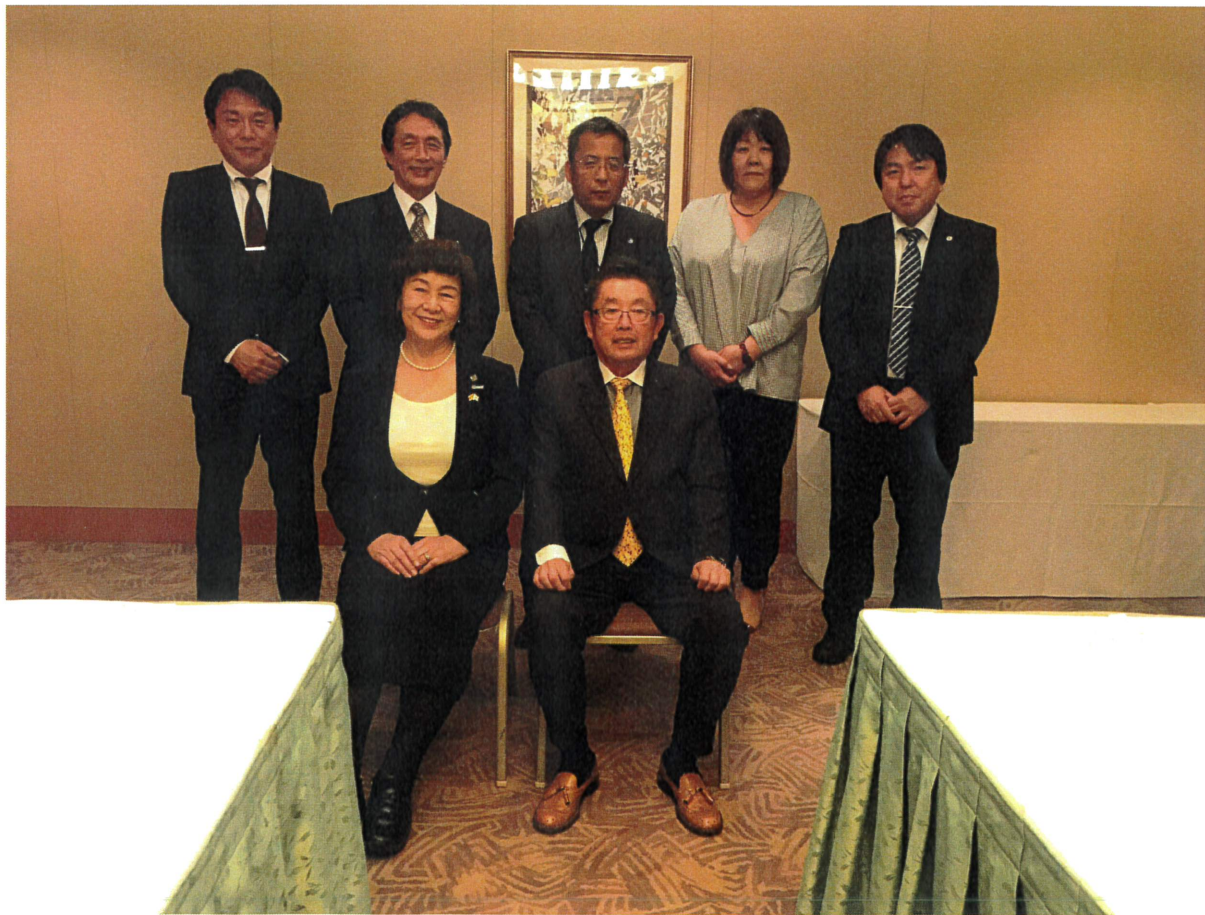


公益財団法人国際労務管理財団

理事長

池田 早子





公益財団法人
国際労務管理財団
橋本裕介 大阪事務所長

公益財団法人
国際労務管理財団
伊瀬洋昭 専務理事

京都府自動車整備商工組合
徳田悦生 専務理事

京都府自動車整備商工組合
山東弘子 局長

京都府自動車整備振興会
田崎暁 次長

公益財団法人 国際労務管理財団
池田節子 理事長

京都府自動車整備商工組合
城谷忠 理事長